

## 公共サービス改革法に基づく市場化テストの導入に係る作業

- ✓ 法に基づく市場化テストを実施するためには、概ね次の4段階の作業が必要となります。
  - ①第三者により構成された合議制の機関を条例に基づき設置（第47条）
  - ②市場化テスト対象事業を選定する実施方針の作成（第8条）
  - ③入札募集の説明書である実施要項の作成（第16条・第18条）
  - ④入札（第17条・第19条）・契約・サービスの実施（第23条・第24条・第34条）・監督（第28条）

### ①合議制機関の設置（第47条）

- ✓ 実施要項・入札手続について、透明性・公正性する観点から、第三者により構成された合議制の機関を条例によって設置。

### ②実施方針の作成（第8条）

- ✓ 官民競争入札・民間競争入札の対象事業等を明確化するため、実施方針を作成。
- ✓ 特定公共サービスの内容等の情報をインターネット等で公表、民間事業者から意見を聴取。

### ③実施要項の作成（第16条・第18条）

- ✓ 入札募集の説明書である実施要項を作成。具体的な項目としては、官民競争入札については第16条第2項～第4項、民間競争入札については第18条第2項～第4項を参照。
- ✓ 合議制の機関の議を経た上で公表。

### ④入札（第17条・第19条）・契約・サービスの実施（第23条・第24条・第34条）・監督（第28条）

- ✓ 実施要項に基づき入札を実施し、評価。官民競争入札の場合は、合議制機関の議を経る。
- ✓ 契約を締結する前に、議会の議決。契約締結後は内容等を公表・告示。
- ✓ 民間事業者は、従業者に対して、情報の目的外利用防止のための措置を実施。
- ✓ 地方公共団体は、公共サービスの適正かつ確実な実施に向けて事業をモニタリング。